

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	川越地区渡田集落	令和3年3月24日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	3.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	2.3ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1: ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

令和2年1月に実施した「集落の農業の将来に関するアンケート調査(n=14)(以下、アンケートという。)」によれば、75歳以上が43%、70歳以上は全体の65%に上る。  
また、今後、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75才以上の農業者のうち後継者未定となっている耕作面積が多く、中心経営体の経営基盤の強化と新たな農地の受け手の確保は喫緊の課題。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

渡田集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体や、新たな農業法人への集約化を図っていく。

渡田農地管理組合は、中心経営体である認定農業者と連携を図りながら、農地を保全していく。

渡田環境保全組合が多面的機能支払制度を活用し、集落の農業施設の保全等の役割を果たしている。この組織の取組みは、担い手の営農活動を支えており、担い手と連携し、その役割を果たしていくことで、農地の集約しやすい環境づくりを実践していく。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■人材確保の取組方針

アンケート調査によれば、「集落外から人材を確保する必要がある」が50%、「わからない」が50%となっている。集落内からの新規の担い手(農業法人等)や、既存の農家との連携を強化することで人材を確保していく。

■基盤整備の取組方針

アンケート調査によれば、ほ場整備等の基盤整備が「必要である」が36%、「必要でない」が14%となっている。当集落は過去に圃場整備が実施されているが、各耕作地が狭く、コンクリート畦畔の老朽化が進み、水漏れが発生している箇所があり、その改善が急務となっている。それらの対策と併せて、コンクリート畦畔を取り除き、耕作区画を一体化させる等の営農条件の改善が必要である。

■新規・特産化作物の取組方針

アンケート調査によれば、水稻・野菜を作付けしている耕作者が多く、現状維持の回答が大半を占めている。一方で、川越地区では昔からゴボウをはじめとして里芋・長芋が多く栽培されてきた。現在は栽培面積が減少しているが、「道の駅」サンピコごうつが重点販売品目に位置付けるなど、販売を強化している。こうした動きとも連携して、これらが江津の特産となるよう行政と連携を図りながら進めていく。このため、作物の耕作推進に向けた検討を行っていく。

■鳥獣被害防止対策の取組方針

アンケート調査によれば、「追い払い対策等により鳥獣を寄せ付けにくい環境づくりを進める」が最も回答数が多かった。当集落では、老朽化した柵の更新や、法面に設置した柵の設置位置の見直しが必要となっている。また防護柵下部の補修や補強により獣害の軽減を図っていく。

■集落の農業の発展に向けた取組方針

アンケート調査によれば、「既存の担い手に農地を集積し、集落の農地を守っていく」が31%、「近隣の担い手(集落営農組織等)と協力し、集落の農地を守っていく」が19%、「Uターン者や新規就農者等の担い手を取り組み、集落全体で支えながら農地を守っていく」が19%という回答結果となっており、担い手への農地の集積を図っていく意向が示されている。また当集落では、定年帰農者が集落の農地保全を果たすとともに、新たな農業法人が設立した新たな担い手として期待が高まっている。

■その他の取組方針

多面的機能支払交付金制度を活用し、渡田環境保全組合が集落の農業施設の保全等の役割を果たしている。この組織の取組みは、担い手の営農活動を支えており、担い手と連携し、その役割をしっかりと果たしていく。今後の安定した営農継続にあたっては、農業機械の更新に係る経費の負担軽減が必要であり、その支援を行政に求めていく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	1経営体		0.9 ha		0.9 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。